

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述者

供述者 山本善雄

東京都杉並區高圓寺二丁目四三番地

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上辯護人  
宗宮信次ノ問ニ對シ次ノ如ク供述以シマス。

一、問一九四一年十二月八日以後に於ける貴方の職歴は

答一九四一年十二月八日當時は支那方面艦隊參謀一九四二年二月五日軍令部出仕兼海軍省出仕となり同年二月十二日から軍務局勤務を命ぜられて制度改革の研究に従事し同年七月十四日前任者高田利種の後を受け軍務局第一課長を命ぜられ爾後一九四五年七月九日迄同職に居りました、終戦當時の階級は海軍少將です。

二、問戦時中俘虜の取扱に關し海軍省は何か指示をしたことがありますか

答電報や文書で取扱に關する注意や指示をしたことがあります。

三、問それは海軍省より何處に對して為されましたか

答鎮守府司令部警備府司令部艦隊司令部等であります。

四、問それ等電報文書は現在何處にありますか

答原本は海軍省軍務局第一課に任りましたが昭和二十年五月二十五日の戦災により焼失して終ひました。

五、問それでは其内容は現在想起することが出来ませんか

答私の記憶から次の様な事例が申述べられます  
(イ)一九四一年十二月發

- の主管は陸軍で海軍は陸軍に引渡す迄暫定的に管理するものである、その手續及び取扱は斯くすべしと指示したものがあ  
るこれは俘虜取扱規則に記載してあることであるが注意を喚  
起する爲になされたものであります。
- (ロ) 一九四二年一月から二月に亘り南方作戦地で俘虜を得たので  
内地方面へ輸送するよう指示されました。
- (ハ) 一九四二年末から一九四二年春にかけて佐世保の相当と言ふ  
所の假收容所で俘虜が流行性感冒で死亡するものが多かつた  
ので佐世保鎮守府に對し二、三回實情の調査を命じ且つ設備  
食糧等につき注意を喚起しました
- (ニ) 一九四三年十月  
佐世保相當の俘虜を陸軍に移管すべく指示しました
- (ホ) 一九四四年十二月  
外地に於ける俘虜状況を調査報告すべきことの指示が爲され  
ました外地に於ける俘虜の状況は俘虜取扱規則に依つて報告  
することとなつてゐましたが交通通信困難の爲め報告の到着  
しないものが多く事務處理上不都合が多かつたので新に資料

を整理する爲め調査を指示されたものであります併し右指令にも  
かかわらず依然として報告は集りませんでした。  
(へ) 一九四五年三月

外地部隊にして若し俘虜を收容し居るものあるときは成る可く遠  
かに最寄陸軍部隊に移管すべきことを指示されました等でありま  
す

六、問貴方は戦時中海軍の拿捕した俘虜は何處と何處にあつたか承知して  
ゐますか

答「ウエーキ」島「ラボール」「アンボン」「マカツサル」及び海南  
島に海軍の拿捕した俘虜が居つたことは承知して居りました  
但し「ウエーキ」島の俘虜の大部分は一九四二年の初め上海吳淞に  
其の後又一部を内地に輸送して陸軍に引渡し少數のものが残つて土  
木工事に従事してゐました。又「ラボール」のものも内地に送られ  
て陸軍に引渡されたことを知つて居ります

七、問其の他の地域にあつたか何うかは知つてゐましたか  
答何處からも何等報告がなく承知して居りませんでした

八、問貴方の知つてゐた地區の俘虜が虐待を受けたことを聞きましたか

九、問 答一度も聞いたことはいりません  
一九四三年八月二十一日米國政府から「ウエーキ」島に於て俘虜となつた者の中所在不明者四〇〇名の人名表を送附して來た事を承知してゐますか

十、問 答承知して居りません  
一九四三年十月八日の手紙  
一九四四年二月十四日覺書  
一九四四年十一月一日覺書  
一九四五年五月十五日覺書  
同年十二月十日の覺書  
同年九月二十五日覺書  
一九四五年三月十五日覺書  
一九四五年七月二十七日覺書

十一、問 答承知して居りません  
一九四五年五月十五日覺書  
一九四五年七月二十七日覺書  
一九四五年三月十五日覺書  
一九四五年十一月一日覺書  
一九四四年二月十四日覺書  
一九四三年十月八日の手紙  
一九四三年八月二十一日米國政府から「ウエーキ」島に於て俘虜となつた者の中所在不明者四〇〇名の人名表を送附して來た事を承知してゐますか

答 私の前任者當時一九四二年に日本外務省よりの照會に對し若干名はありません  
殘留せることを回答したこと以外何處からも問合せがあつた記憶はありません

十二、問一九四三年十月頃ウエーキ島守備隊指揮官酒井原少將より殘留し

てゐた俘虜に付いて何か通知がありませんでしたか

答直接は第四艦隊へ報告されたものであるが海軍省軍令部聯合艦隊へは同時に通報の電報が参りました

十三、問其内容は

答「當時「ウエーキ島に對し米國海軍機動部隊の艦砲射撃あり其情況は砲撃に引續き米軍の上陸を豫期せられたる處米國人俘虜は右に呼籲し集團暴動の行動を開始せり仍て之を射殺せりといふ趣旨の電報でありました

十四、問之に對し海軍省はどういふ措置を採りましたか

答海軍省としては之に對し直接措置を構すべき立場になかつたので措置を採りませんでした併しその上司である第四艦隊司令長官がどういふ措置をするかについては注意をしてゐました

十五、問當時第四艦隊の司令部は何處ですか

答「トラツク」です

十六、問當時「ウエーキ」「トラツク」東京との交通及通信は如何なる状況でありましたか

答 無線連絡はありましたが海上交通は非常な危険を冒すに非らざれば  
決行し得ざる状況でありました

十七、問 其の後ウエーキ島指揮官の行動に對して第四艦隊より何等か報告が  
ありましたか

答 何も報告がありませんでした、一九四三年末頃から南洋群島は米空  
海軍の攻撃を受け第四艦隊は非常な苦戦に陥つてゐたので當時の情  
況として報告を督促し調査をさせる様なことは出来ませんでした

十八、問 當時第四艦隊に軍法會議の編成はありましたか  
答 ありません

十九、問 第四艦隊は此の事件を軍法會議に附する等の措置を採らなかつたか  
答 海軍省としては報告がないので判然しません併し南洋諸島が次々と  
攻略せられ「ウエーキ」島攻略も目前に迫り守備隊全員玉碎を覚悟  
してゐたに拘らず聯合艦隊としても第四艦隊としても此の部隊を救  
援する方法の無かつた當時の情況として此の事件調査のため指揮官  
を第四艦隊司令部へ招致したり或は指揮官を第四艦隊司令部へ招致  
したり或は指揮官を更替して之を軍法會議の審理に附すると言ふこ  
とは實際上當時の戦況の急迫と苦戦とに鑑み出来なかつた情況であ  
る

りました。

二十、問 軍令部参謀海軍少佐岡田貞外茂を知つてゐますか  
答 知つてゐます

二十一、問 一九四二年十月上旬岡田参謀又は軍令部の他の部員に對し「ク

エゼリン」島は軍務局の誰かの口頭

エゼリン」島の俘虜を現地で處刑する様「クエゼリン」島の指揮官阿部中將に指示又は傳言等を依頼したことがありますか  
答 左様な事はありません岡田参謀が南洋に出張したのは海軍省軍務局には無關係であります又當時「クエゼリン」島ニ俘虜が居

ることを軍務局では承知して居りませんでした  
海軍としては命令や指示を爲すには電報又は書類を以てし口頭

で之を他人に依頼したりすることは絶対にありませんでした又海軍省が直接現地指揮官たる阿部中將に命令や指示を與へるとは制度上出来ないものであります

二十二、問 戦争中日本潜水艦が印度洋に於て聯合國商船を撃沈し乗員に對し殘虐行爲を爲したといふ抗議を受領した事がありますか  
答 抗議を受けた時期並に回数は記憶してゐませんが其事實はあります



二十三、

問 右抗議に際し如何なる措置を講じましたか

答 潜水艦の主務者をして關係の者につき調査せしめ又作戰に關聯した事でありますので軍令部にも調査を依頼し慎重に事實を調査しましたが抗議に該當する日本潜水艦はないと云ふ結論に達しましたので其旨外務省に回答を致しました

二十四、

問 終戦後右事實を調査されたことがありますか

答 G H Q から照會がありましたので潜水艦乗組員生存者の主なる者及び當時の關係者につき調査をしましたがその事實を認められなかつたのでその旨回答しました昭和二十年十二月五日附中村局長代理名義 G H Q アレン陸軍大佐宛「印度洋に於て商船を撃沈せし帝國潜水艦に對する件回答」と題する書類の本文及び附表はその回答書であります

二十五、

問 大船假收容所は何處で管理をしてゐましたか

答 横須賀鎮守府であります

二十六、

問 收容所長は誰が任命しましたか

答 細部の事は承知して居りませんが横須賀鎮守府管下の横須賀警備隊指揮官が部下の適當な者を任命した事と思ひます

二十七、問 收容所長の任命は海軍省へ報告がありましたか

答 左様な事は横須賀鎮守府限りの事でありまして海軍省へ報告は  
ありませんでした

二十八、問 横須賀鎮守府よりはどよういふ事が報告されましたか

答 收容人員氏名階級其他俘虜取扱規則所定事項の報告がありまし  
た

二十九、問 管理状況はどようでしたか

答 只今具体的に記憶に残つて居りませんが別に鎮守府長官に注意  
を要すべき點があつたとは記憶して居りません寧ろ給養關係は  
規則以上の取扱をしてゐたといふ記憶が残つてゐます

三十、問 大船假收容所の俘虜が虐待酷使を受けたとか俘虜患者が充分な醫  
療を受けなかつたといふ報告か非難を聞いたことがありますか

答 私の在任中左様なことを聞いたことはありません

報告を受けたことも非難

以  
上

昭和二十二年（一九四七年）八月十五日 於東京

供述者 山 本 善 雄

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同日於同所

聽取人 宗 宮 信 次

宣  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘ヒズ又何事ヲモ附加ヒザルコトヲ  
誓フ

署名捺印  
山  
本  
善  
雄